

第3章 施策の基本的な考え方

第1節 基本理念

≡≡≡ 住み慣れた地域で安心して暮らせる社会をめざして ≡≡≡

すべての市民は、障がいのあるないにかかわらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしく生活する権利を持っています。

本市では、障がいのある人の「地域で自分らしく生活する権利」を尊重し、「すべての人が共に暮らせるまち」をめざし、障害者基本法の理念に基づき、人格と個性を尊重して地域の中で互いに支えあいながら生活し、障がいのある人の「完全参加と平等」を実現するまちづくりの推進に努めてきました。

国が署名し批准をめざしている「障害者の権利に関する条約」では、障がいを理由とした差別をなくし、実質的な平等の確保と、そのための合理的配慮の理念が位置づけられており、今後の障がい者施策のあり方が大きく変わろうとしています。

「障害者の権利に関する条約」の理念を積極的に推進していく立場で、障がいを理由とした差別をなくし、すべての人がお互いに尊重し合い、人として分け隔てなく豊かに暮らすため、「住み慣れた地域で安心して暮らせる社会をめざして」を基本理念とし、障がい者施策のさらなる充実に取り組んでいきます。

第2節 基本目標

1 障がいのある人の人権を尊重する社会づくり

一人の主権者として障がいのある人は、その人格と個性が尊重され、自らの生活を主体的に営む権利があります。

障がいを理由とした偏見や差別をなくし、社会を構成する一員として、お互いを尊重し、自分らしく学び・働き・活動する社会づくりをめざします。

2 すべての人が安心して暮らすことのできる平等な社会づくり

社会を構成する一員として、地域で豊かな人間関係や社会参加の機会は、すべての市民に平等に保障されるべきものです。

障がいの種別や程度にかかわらず、その個性と能力を発揮し、社会に自由に参加・参画でき、住み慣れた地域で安心して生活ができる平等な社会をめざします。

3 地域の一員として共に生きる社会づくり

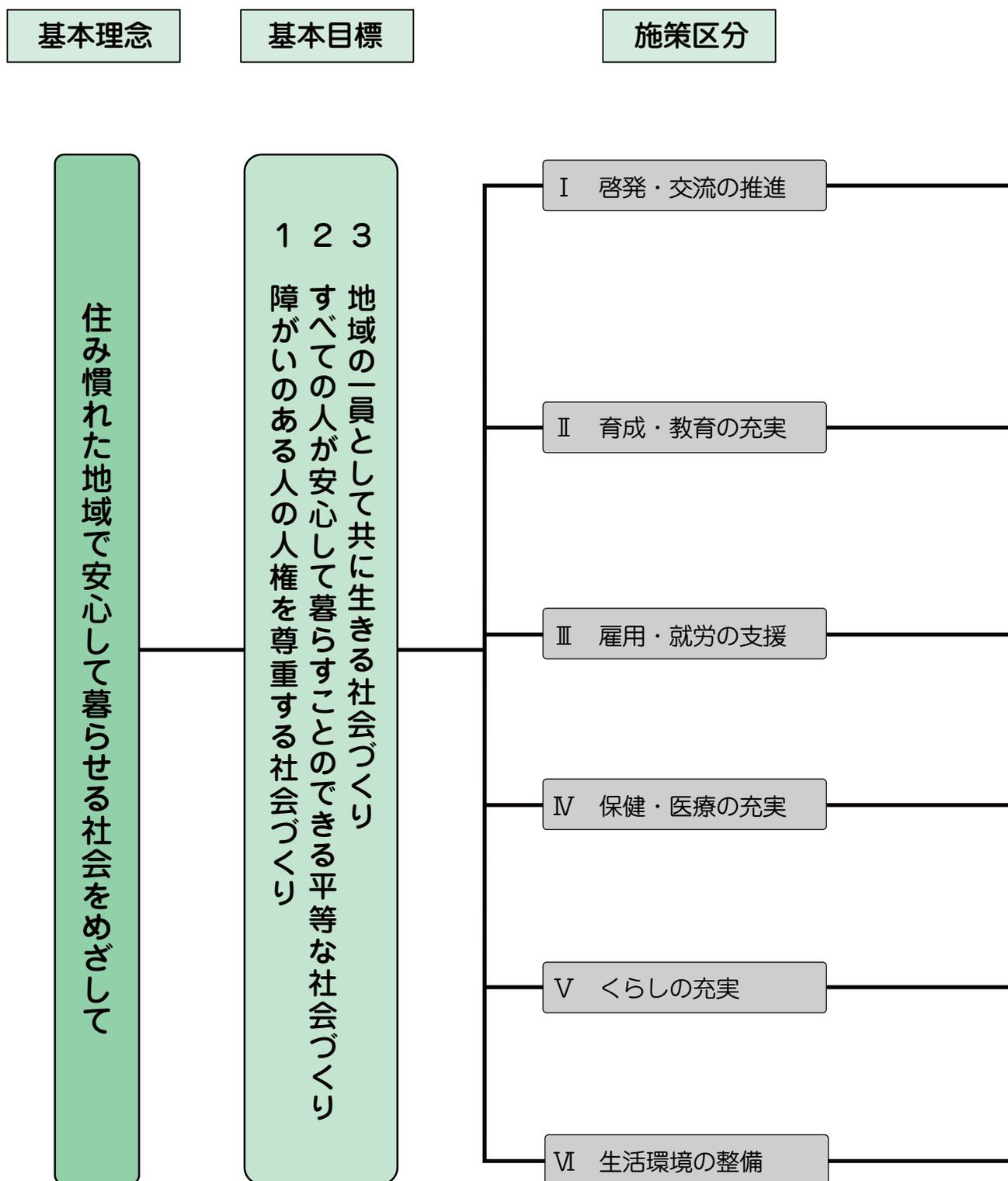
子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、すべての人を一員として大切にする地域社会を実現するためには、行政としての役割を果し、市民と協働することが必要です。

障がいのある人が地域社会で自分らしく生活するために必要な施策の充実を図り、誰もが地域の一員として、共に安心して暮らすことのできるインクルーシブな社会をめざします。

第3節 施策の体系

3つの基本目標の実現に向け、6つの施策区分を設定し、それぞれについて施策の基本的な方向、重点施策、基本施策、具体的な取組（施策・事業）を策定します。

■図3-3-1 施策の体系図



重点施策

基本施策

(1) 啓発・交流活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 市民・事業所への啓発・広報活動の推進 ② 地域活動の推進 ③ 誰もが利用しやすい市役所づくり
(2) 人材養成の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① コミュニケーション支援等のための人材養成の推進 ② ボランティア活動への支援
(3) 権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 苦情解決制度の推進 ② 成年後見制度等の推進 ③ 人権侵害の防止
(1) 療育・保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 早期発見・早期療育の推進 ② 療育・保育における支援体制の充実 ③ 障がい児保育の推進
(2) 教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 学校教育における支援体制の充実 ② 学校教育の推進 ③ 学校施設のバリアフリー化の推進
(3) 障がいのある子どもの日中活動支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 放課後・長期休業時の活動の場の充実 ② 日中一時支援の充実
(1) 就労支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 総合的な支援体制の構築 ② 就労移行への支援
(2) 一般就労の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 障がいのある人の雇用促進 ② 職場体験等の機会の提供 ③ 市役所における障がい者雇用の推進
(3) 就労に向けた日中活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 就労に向けた日中活動の場の充実 ② 授産活動の促進
(1) 健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 保健事業の推進 ② こころの健康づくりの推進
(2) 医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 医療相談支援、診療体制の充実 ② 保健・医療・福祉の連携強化 ③ 医療体制の整備
(1) 相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 総合的な相談体制の充実 ② 地域自立支援協議会の推進
(2) 地域生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域生活を支える福祉サービスの充実 ② 日中活動の場の整備 ③ 暮らしの場の確保の推進 ④ 精神保健施策の推進
(3) 社会参加・参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ① 社会参加・参画の推進
(1) 生活・住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ① バリアフリーのまちづくりの推進 ② 障がい者に配慮した住宅整備等の推進
(2) 安心安全なまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 防災対策の推進 ② 防犯対策の推進 ③ 交通安全対策の推進

第4節 基本方向と考え方

I 啓発・交流の推進

～ 障がいや理由とした差別をなくし、共に生きる地域社会をめざして～

1 現状と課題

昭和56年（1981年）の「国際障害者年」では、「完全参加と平等」をスローガンに「ノーマライゼーション」の理念に基づく社会のあり方が提起され、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、人間として尊ばれ、諸権利を有し、平等である」と示しているように、障がいのある人も社会の一員として、すべて「平等」という目標の実現を推進すると宣言されました。

また、平成18年（2006年）には、国連総会において「障害者の権利に関する条約」が採択され、障がいのある人への差別をなくし、実質的な平等を確保することを目標とされました。

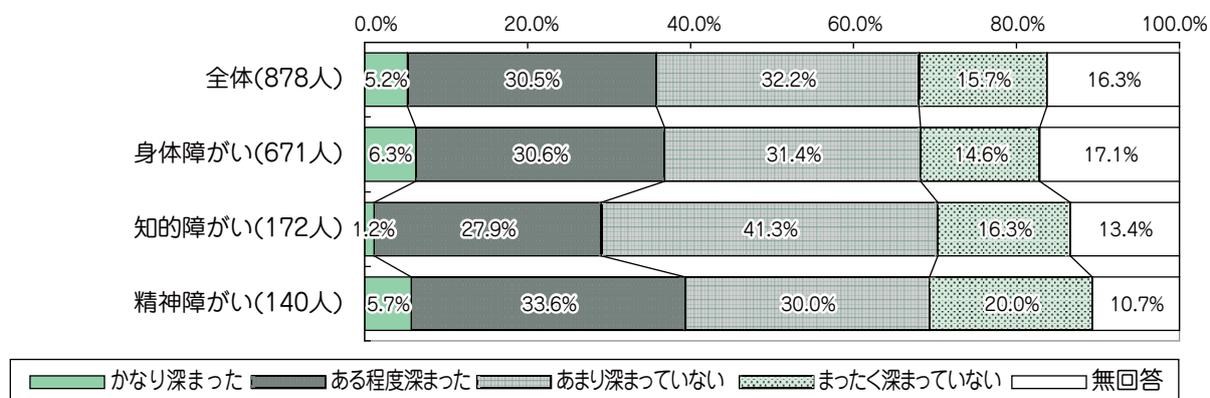
障がいのある人への「差別」や「虐待」は、障がいのある人の尊厳を著しく侵し、自立及び社会参加に深刻な影響を与えることから大きな社会問題となっており、人権擁護の観点からも、国においては、差別の禁止、虐待の防止などの法制度の構築が検討されています。

本市においても、障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会をめざして、「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障がいのある人の自立と社会参加を促進してきました。

今後、さらにすべての市民の障がいへの正しい理解・認識を深め、共に地域で生活する仲間として、障がいのある人の人権を尊重し、障がいを理由とした差別のない社会づくりを進めることが必要です。

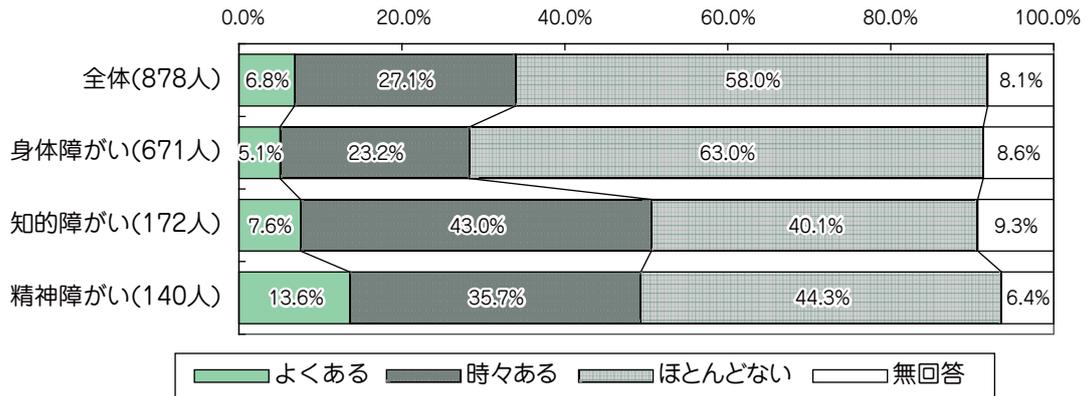
アンケート調査では、周囲の人の視線や言動、近所づきあい、就職活動、学校での生活、公共施設などで、不適切な対応をされたことがあり、障がいがあることで差別を受けたり、不快な思いをした経験がある人は少なくないという結果が出ています。

■ 図 3-4-1 障がいや障がいのある人への市民の理解の割合

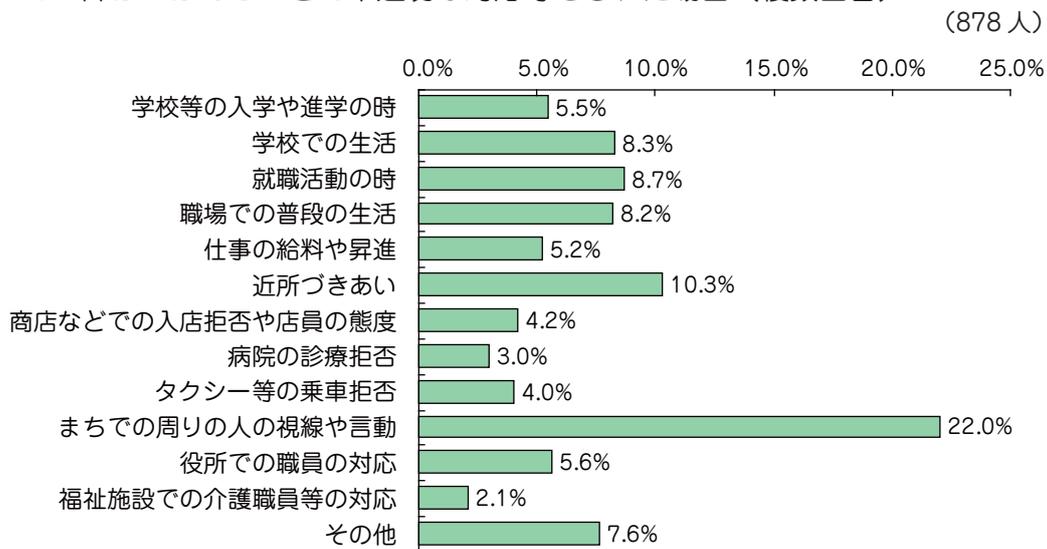


資料：第3期吹田市障がい者計画策定のためのアンケート調査結果

■ 図 3-4-2 障がいがあることで不適切な対応等をされた経験の有無



■ 図 3-4-3 障がいがあることで不適切な対応等をされた場面（複数回答）



資料：第3期吹田市障がい者計画策定のためのアンケート調査結果

これまで、生活に必要な保健、医療、福祉に関するサービス情報等については、手帳の交付時等に「障がい者（児）福祉のてびき」や「精神保健福祉のてびき」を配付しており、また、「点字版市報すいた」や「声の市報すいた」を発行してきましたが、誰もが利用しやすい情報提供を充実する必要があります。

さらに、市職員等へは、新規採用時や人権研修時に障がいにかかわる啓発研修を実施してきました。今後、障害者の権利に関する条約などの新たな課題に対する研修も実施し、障がいへの理解を深める必要があります。

また、12月の障がい者週間に授産施設の製品を展示、販売するなど市民参加型の交流・啓発活動の催しなどを行うことで、交流の機会も増え理解が広がりつつありますが、障がいについての正しい理解や交流機会の拡大など、これまで以上に充実させていく必要があります。

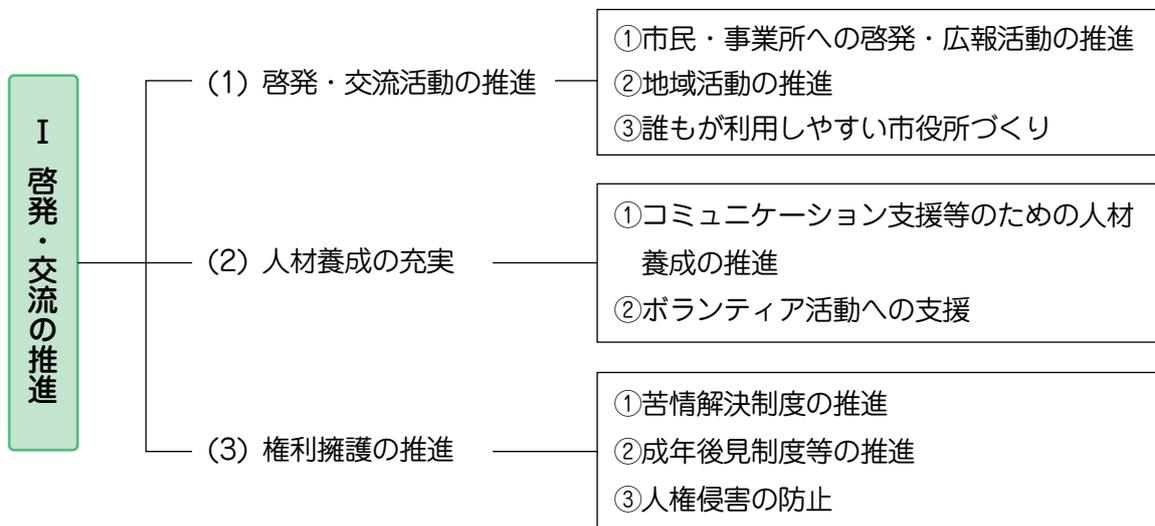
地域生活における参加と参画を促進するために、地域活動やボランティア活動を推進しており、手話通訳ボランティア、点訳ボランティア及び要約筆記者等の養成講習会を開催し、これらを受講した多くの方が地域のボランティアとして活躍しています。

ボランティアをはじめとしてNPO法人などの市民活動を促進し、地域活動を活性化することは、障がいのある人が日常生活を送るうえで、公的サービスと同様に必要不可欠なものです。

2 施策の基本方向

- (1) 障がいへの偏見や障がいのある人への差別がないよう、地域住民の相互の理解を深めるための啓発・広報活動や交流活動を積極的に推進します。
- (2) ボランティアなどの人材養成に努めるとともに、さまざまな機会を捉え、障がいに関する正しい知識の普及と啓発に努め、障がいのある人の社会参加を促進します。
- (3) 社会の一員として、あらゆる分野に参加・参画し、生きがいを持って生活を営めるよう、障がいを理由とした差別をなくすとともに、人としての権利を尊重し、安心して暮らせる社会づくりを推進します。
- (4) 市職員の障がいへの理解を深めるとともに、あらゆる行政サービスを、すべての市民に対し公正かつ平等に提供します。

3 重点施策、具体的な取組



(1) 啓発・交流活動の推進

基本施策	基本施策の内容	担当窓口
①市民・事業所への啓発・広報活動の推進	ア 市報、ホームページ、ケーブルテレビ等を活用した啓発・広報活動の推進 ●メディアを活用した市民への啓発・広報活動の充実	障がい者くらし支援室 広報課 人権平和室
	イ 情報のバリアフリー化を推進 ●「点字版市報すいた」「声の市報すいた」「声の議会だより」の発行 ●音声読み上げソフトに対応したホームページの作成 ●市の事業や計画などの情報提供における情報のバリアフリー化の推進 ●ケーブルテレビで手話放送等による情報提供の推進	障がい者くらし支援室 広報課 議会事務局 各室課
	ウ 啓発活動の充実 ●障がい者週間（12月）に啓発・交流行事の開催 ●啓発活動の充実	障がい者くらし支援室 人権平和室 こども支援交流センター

基本施策	基本施策の内容	担当窓口
②地域活動の推進	ア 相互の理解を深め合う交流機会や交流の場の提供 ●障がい者授産製品常設展示販売所の支援 ●気軽に参加できる地域情報の提供 ●障がいのある人も参加できるよう地域への働きかけ	障がい者くらし支援室 内本町地域保健福祉センター 亥の子谷地域保健福祉センター 各室課
	イ 地域行事等への参加促進 ●自ら社会に参加・参画できるよう情報提供の充実	障がい者くらし支援室 内本町地域保健福祉センター 亥の子谷地域保健福祉センター 各室課
③誰もが利用しやすい市役所づくり	ア 障がいへの理解向上のための市職員研修の充実 ●新規採用職員研修の充実 ●関係部署の職員研修の充実 ●人権研修等の充実 ●障がいの新たな課題に関する研修の実施	障がい者くらし支援室 職員研修所 人権平和室 各室課
	イ すべての人への平等なサービスの提供 ●市主催の講演会や説明会における手話通訳者等の配置などのコミュニケーション支援の充実 ●市役所本庁舎等のバリアフリー化の推進	障がい者くらし支援室 自治法務室 各室課

(2) 人材養成の充実

基本施策	基本施策の内容	担当窓口
①コミュニケーション支援等のための人材養成の推進	ア ホームヘルパー・ガイドヘルパーの養成 ●養成講座の充実	障がい者くらし支援室
	イ 手話通訳、点訳、要約筆記者等の養成 ●各種養成講座の充実（手話通訳、点訳、音訳、対面朗読、要約筆記など）	障がい者くらし支援室 中央図書館
②ボランティア活動への支援	ア 自主的・主体的な地域活動への支援 ●ボランティア活動への支援	障がい者くらし支援室
	イ ボランティアセンターへの支援 ●拠点となるボランティアセンターの運営支援	福祉総務課

(3) 権利擁護の推進

基本施策	基本施策の内容	担当窓口
①苦情解決制度の推進	ア 福祉オンブズパーソン制度の啓発・周知 ●公正中立な立場からの保健福祉サービスの提供	福祉総務課
②成年後見制度等の推進	ア 成年後見制度等の推進 ●成年後見制度利用支援事業の充実 ●日常生活自立支援事業の周知、利用促進	障がい者くらし支援室 内本町地域保健福祉センター 亥の子谷地域保健福祉センター 総合福祉会館 福祉総務課
③人権侵害の防止	ア 人権侵害の防止 ●人権を尊重し、差別のない社会づくりの推進 ●早期発見・早期対応を行うための救済体制の検討	障がい者くらし支援室 人権平和室
	イ 虐待の防止 ●早期発見・早期対応を行うための救済体制の検討 ●障がいのある人の虐待防止に向けた施策の検討	障がい者くらし支援室 人権平和室 こども政策室 総合福祉会館

4 施策区分ごとの取組状況における指標

項目	説明	現況値 平成 21 年度 (2009 年度)	目標値 平成 27 年度 (2015 年度)
障がいや障がいのある人についての「市民の理解の割合」	障がいのある人が感じる「市民の理解の割合」(注)	35.7%	50%

(注)

現況値(平成 21 年度)は、「第 3 期吹田市障がい者計画策定のためのアンケート調査」の 18 歳以上の障がい者手帳所持者対象調査の結果に基づく。

Ⅱ 育成・教育の充実

～ 障がいのある子どもたちの健やかな成長・発達をめざして ～

1 現状と課題

障がいのある子どもの健やかな成長・発達のために必要な療育・教育が受けられるよう、乳幼児から学校卒業まで一貫して支援し続ける仕組みが求められています。

平成 19 年（2007 年）11 月に、0 歳から 18 歳までの障がいのある子どもとその保護者を支援する拠点施設として、通園療育機能と地域療育機能を併せ持った「こども支援交流センター」を開設しました。

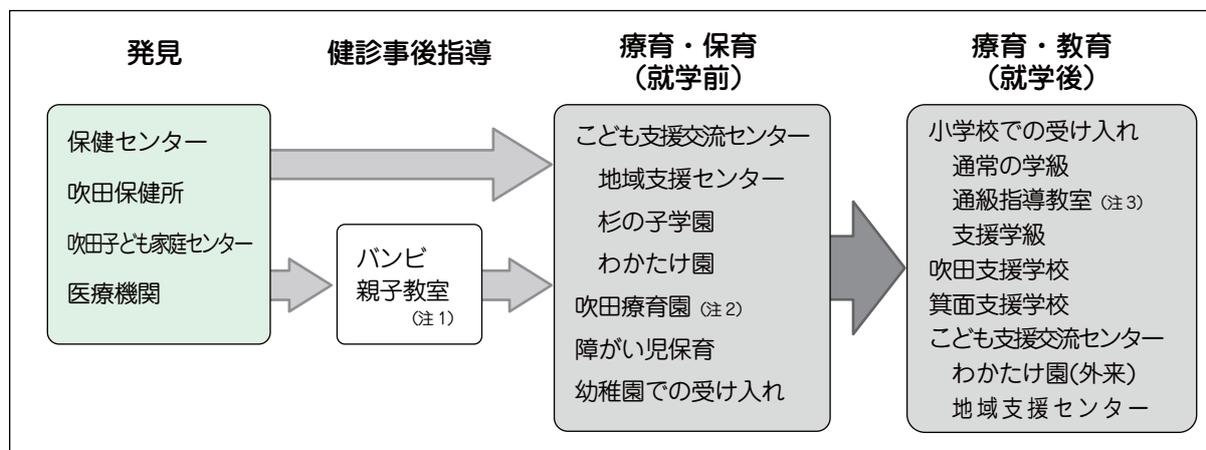
こども支援交流センターでは、通園療育機能として、わかたけ園（肢体不自由児通園施設）及び杉の子学園（知的障がい児通園施設）において、就学前の障がいのある子どもを対象に機能訓練・保育、小集団の療育を行い、また、地域療育機能として、地域支援センターが中心となって、学齢期を含む親子教室、専門相談、言語や運動の訓練、保育所、幼稚園、留守家庭児童育成室に出向く巡回相談などニーズに応じた療育支援等を行っています。

保育所でも、集団保育を受けることにより、その発達を援助する障がい児保育を実施しています。公立 18 か所、私立 24 か所の計 42 か所の保育所があり、平成 22 年（2010 年）4 月 1 日現在、障がいのある子どもの数は 143 人となっています。

一人ひとりの成長や障がいに応じて必要な療育が必要なときに受けられるよう、健診後の親子教室や療育施設の受け入れ体制の充実を図るとともに、地域の子育ての場ですべての子どもたちが、共に学び、育ち合うことができるよう、保育所、幼稚園、学校における障がいのある子どもの受け入れ体制の充実に引き続き取り組んでいく必要があります。

障がいのある子どもを抱える家庭の中には、ひとり親家庭や共働き家庭、障がいのある子どもが複数いる家庭等、さまざまな課題があり、支援の緊急性、必要性が高い保護者に家族の状況に応じた支援の充実を図っていきます。

■ 図 3-4-4 障がいの早期発見・早期療育のシステム



(注 1) 総合福祉会館内で実施している親子教室。1 歳 6 か月児健診事後指導事業として実施

(注 2) 民間の肢体不自由児通園施設

(注 3) 通常学級に在籍する心身に軽度の障がいがある児童を対象とした指導教室

こども支援交流センターでは、障がいのある子どもや保護者には、相談による支援や居場所・交流の場を提供し、地域生活を支援するためのボランティアの育成など、地域全体で障がいのある子どもの健やかな育ちを支援する基盤づくりを、引き続き推進していきます。

このような多様な状況において、保健、医療、福祉、教育等が連携し、乳幼児期から学齢期までの継続的な療育、保護者支援を進めるための療育システムの推進を図っていきます。

学校教育については、平成22年度（2010年度）では、吹田市及び近隣の支援学校等に約260人の児童・生徒が通っていますが、人権尊重と社会連帯の精神、ノーマライゼーションの理念に基づき、全校的な支援体制のもとに、障がいのある子どもへの理解を深め、すべての児童・生徒が、共に学び、共に育つよう、特別支援教育の推進を図っています。

また、特別な支援が必要な児童・生徒への的確な教育・指導にあたっては、特別支援教育に関する研修を実施し、専門的な知識や認識を深めています。

障がいのある子どもの社会参加、自立を実現させるため、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、活用することで、療育、保健、福祉等の関係機関との連携、進路を見通した一人ひとりに応じた教育課程の編成・実施を行っています。

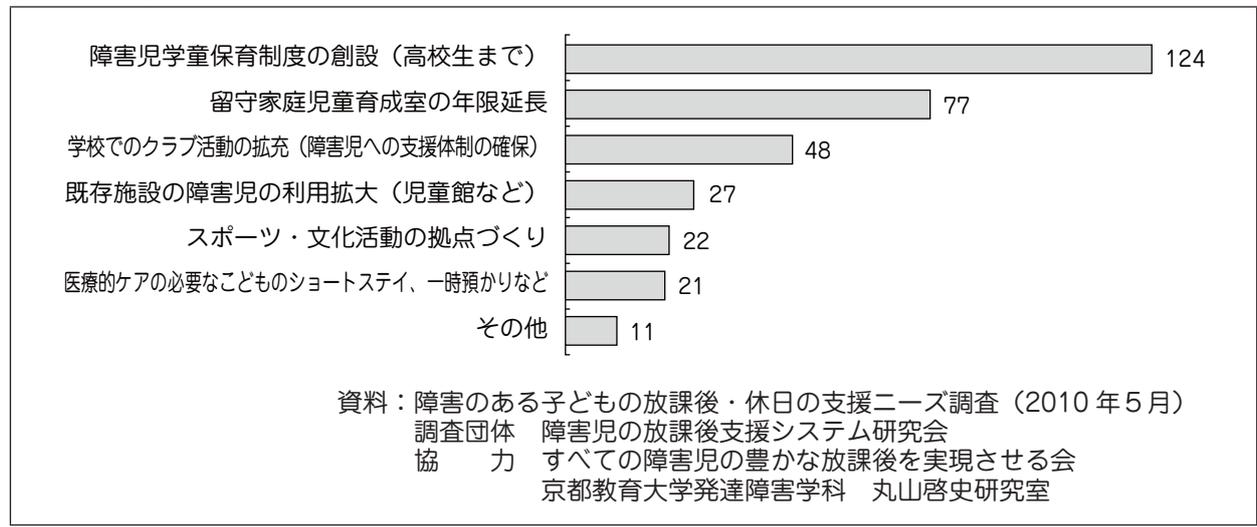
市教育委員会では、障がいの多様化、重度重複化、支援学級の在籍児童・生徒や発達障がいのある子どもの増加などの実態に対し、よりの確な対応を図るため、支援学級・通級指導教室の設置、施設・設備の改善、また、教育センターでの巡回相談の実施など、特別支援教育のより一層の充実を図っていく必要があります。

放課後等の支援対策として、現在、公立小学校35校のすべてに留守家庭児童育成室を設置し、保護者の就労等により保育に欠ける小学校1年生から小学校3年生までの障がいのある子どもを含む児童を対象に「留守家庭児童育成室事業」を実施しています。平成22年（2010年）4月1日現在の在籍児童数は2,089人であり、うち障がいのある子どもの数は102人となっています。

小学校4年生以上の放課後の支援対策については、保護者等が経済的な理由により働き続けなければならないなど、ニーズが高いものの十分ではなく、喫緊の課題となっています。

「障害児の放課後支援システム研究会」が、平成22年度（2010年度）に行ったアンケート調査（以下の「参考資料」を参照）でも、留守家庭児童育成室の小学校4年生以上の対象者の拡大や支援学校でのクラブ活動などの充実などが求められています。

【参考資料】吹田市に必要なだと考える施策（2つまで回答）181人 (人)



そのため、本市では、放課後や長期休業時に保護者の就労支援や一時的休息を行うため、子ども支援交流センターや竹見台多目的施設で、自主運営団体が行っている障がいのある子どもの見守りの場に支援を行い、対象者を中学生まで拡大し対応してきました。

また、障がいのある子どもの放課後や長期休業時の支援対策として、日中活動の場や保護者等の一時的休息を確保するため、障害者自立支援法に基づく日中一時支援事業を拡充し実施してきましたが、更に利用しやすいサービスとなるよう、あらゆる社会資源を活用して支援の充実に努める必要があります。

今後も、障がいのある子どもの放課後や長期休業時の支援対策は、保護者等のニーズや緊急性が高く、子どもたちが豊かに活動できる場を確保するうえで重要な課題であり、更なる支援の充実に検討していく必要があります。

そのほか、保健、医療、児童、教育との連携を図りながら、子どもたちの成長・発達の確認と育児支援を目的として乳幼児健康診査の実施など、さまざまなニーズに対応してきました。今後さらに、学習障がい（LD）や注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症などの発達障がいのある子どもたちへは、ライフステージに応じた適切な支援やリハビリテーションの提供等の支援体制を充実していくことが必要です。

また、保護者が子どもの障がいを受け止め、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人ひとりの障がいの特性に応じ、専門的な相談・指導や情報提供など、きめ細やかな支援を行うことが必要です。

■図 3-4-5 全国の特別支援教育を受けている幼児・児童・生徒数

(人)

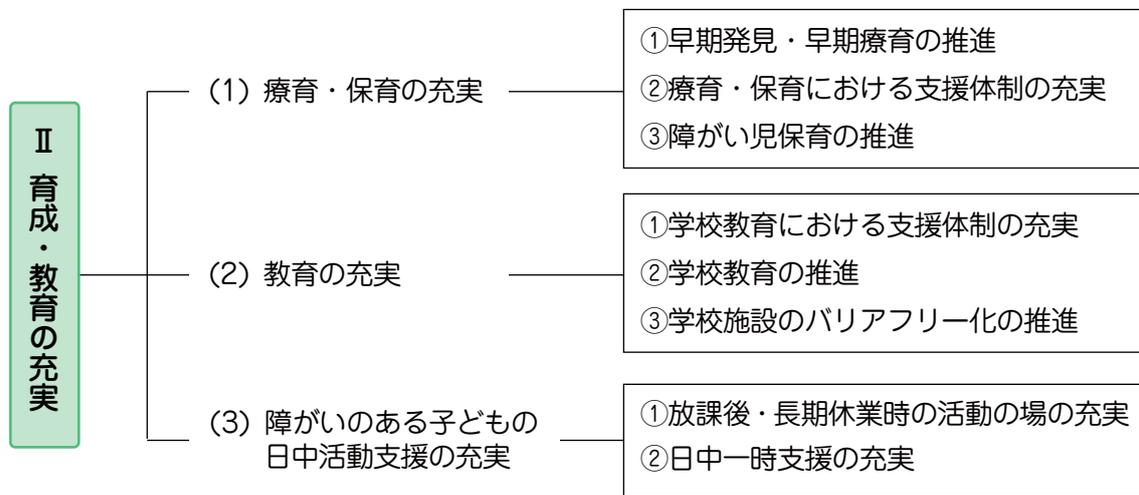
区分	在籍者数			
	幼稚部	小学部	中学部	高等部
視覚障がい	265	1,714	1,077	2,742
聴覚障がい	1,247	3,096	1,809	2,309
知的障がい	250	30,811	23,735	47,288
肢体不自由	188	13,507	7,979	9,412
病弱・身体虚弱	34	7,459	5,290	6,143
合計	1,984	56,587	39,890	67,894

資料：文部科学省「学校基本調査」（平成 21 年（2009 年）5 月 1 日現在）

2 施策の基本方向

- (1) 保健、医療、福祉、教育など各分野の関係機関との連携を強化し、保護者の不安を解消するため福祉・医療等の相談窓口の情報を発信するとともに、乳幼児期から学校卒業に至るまで一貫した相談支援及び療育・教育体制づくりに取り組みます。
- (2) 発達障がいを含めたすべての障がいのある子どもに、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育を行うため、特別支援教育を推進します。
- (3) 保護者の就労支援や介護による負担などを軽減するため、放課後や長期休業時の支援内容を検討し、子どもたちの豊かな生活が確保できるよう努めます。
- (4) 障がいの特性に応じた支援体制の整備や、教育施設の設備、備品等のバリアフリー化などの環境整備に取り組みます。

3 重点施策、具体的な取組



(1) 療育・保育の充実

基本施策	基本施策の内容	担当窓口
①早期発見・ 早期療育の推進	ア 早期発見・早期療育の推進 ●乳幼児健康診査による早期発見・早期療育の推進 ●療育へつなげるための療育機関や医療機関などの関係機関との連携強化	保健センター
	イ 健康診査後の相談支援体制の充実 ●各種健康診査後の経過観察を必要とする乳幼児への相談支援、事後指導教室の充実	保健センター こども支援交流センター 子育て支援課

基本施策	基本施策の内容	担当窓口
②療育・保育における支援体制の充実	ア 個々のニーズに合った療育支援体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ●療育システムの推進 ●こども支援交流センター（地域支援センター・杉の子学園・わかたけ園）の療育機能・整備の充実 ●保育所、幼稚園、留守家庭児童育成室への巡回相談の充実 ●療育施設での親子教室の充実 ●理学療法・作業療法等の外来訓練の充実 ●乳幼児期から学校へつなぐ一貫した療育の推進 	こども支援交流センター 保育課 幼稚園課
	イ 育児相談・指導の推進 <ul style="list-style-type: none"> ●コーディネーターなどによる発達相談、療育相談、言語相談の充実 	こども支援交流センター 保健センター
③障がい児保育の推進	ア 障がい児保育・教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ●発達障がいを含む障がいのある子どもの集団保育の受け入れの促進 ●保育所、幼稚園における障がい児保育・教育の充実 ●介助保育士・介助員の適正な配置 	こども支援交流センター 保育課 幼稚園課

(2) 教育の充実

基本施策	基本施策の内容	担当窓口
①学校教育における支援体制の充実	ア 個々のニーズに合った支援体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ●就学相談・進路相談の充実 ●専門家による巡回指導の充実 ●教職員研修の充実による専門性の確保 	指導課 教育センター
	イ 教育センター機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ●発達障がいのある子どもへの支援のため、幼稚園、小学校、中学校への巡回相談の充実 ●特別支援教育研修の充実 	教育センター
②学校教育の推進	ア 個々の発達課題に応じた特別支援教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ●個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成、活用 ●教職員、障がい児介助員の適正な配置 	指導課 教職員課
	イ 人権教育・福祉教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ●児童、生徒が、障がいに関する理解を深めるための教育や交流活動の推進 	指導課 教育政策室
③学校施設のバリアフリー化の推進	ア 学校施設、設備等のバリアフリー化を促進 <ul style="list-style-type: none"> ●支障なく学校生活を送られるよう学校施設や設備、備品等のバリアフリー化の推進 	学校施設課 指導課 教育総務課

(3) 障がいのある子どもの日中活動支援の充実

基本施策	基本施策の内容	担当窓口
①放課後・長期休業時の活動の場の充実	ア 保護者の就労等のための放課後等の支援の充実 ●留守家庭児童育成室事業の充実	障がい者くらし支援室 児童育成課
	イ 小学校4年生以上の放課後等の支援の充実 ●障がいのある子どもの放課後等対策の検討 ●放課後・休日支援事業の充実	障がい者くらし支援室 児童育成課 指導課 こどもプラザ推進室 こども支援交流センター
	ウ 障がいのある子どもを支える地域づくりの推進 ●障がいのある子どもの地域での活動への支援 ●障がいのある子どもと保護者の居場所・交流の場の提供	子育て支援課 こども支援交流センター
②日中一時支援の充実	ア 児童デイサービス、日中一時支援事業の充実 ●児童デイサービス、日中一時支援の実施事業所の充実	障がい者くらし支援室

4 施策区分ごとの取組状況における指標

項目	説明	現況値 平成21年度 (2009年度)	目標値 平成27年度 (2015年度)
児童デイサービス、 日中一時支援事業所の充実	市内で児童デイサービス、 日中一時支援を実施する 事業所数	6事業所	12事業所

Ⅲ 雇用・就労の支援

～ 障がいのある人の就労の場の確保と豊かな活動をめざして ～

1 現状と課題

障がいのある人が社会の一員として、自立した生活を営み、より一層、社会参加ができるようになるためには、能力や個性、希望に応じて社会参加し、生きがいを感じ、自己実現を図れるよう、多様な働き方が選択できる環境づくりを引き続き進める必要があります。

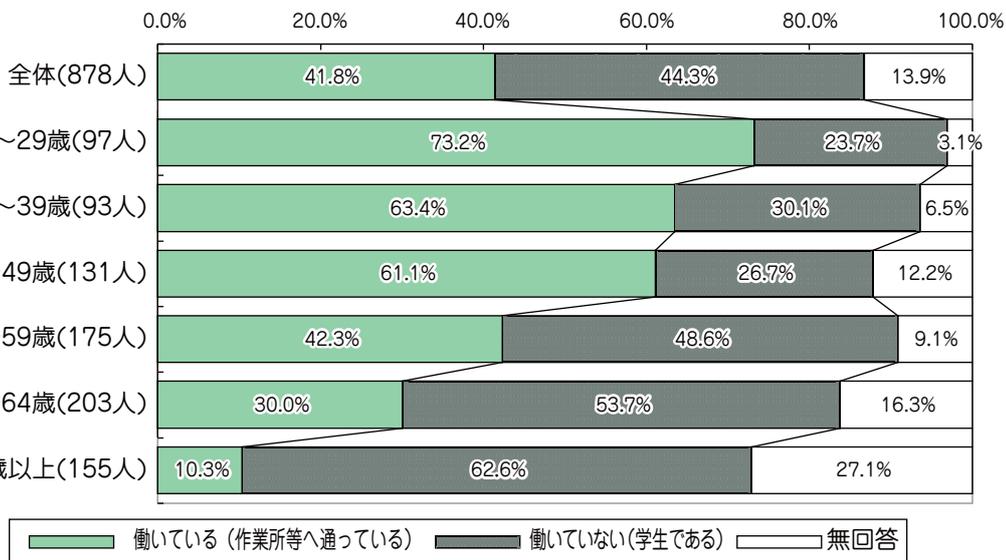
現在、国では「障害者の雇用の促進等に関する法律」の見直しが進められており、障がいのある人が自らの能力を發揮し、一般の就労者と同様に安全で健康的な労働環境を確保するため、障がいを理由とする差別の禁止、事業主への雇用条件の義務付け、労使間の紛争解決手続きの整備など具体的な方策について検討が行われています。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率 1.8%を達成している全国の企業の割合は、平成 21 年度（2009 年度）では、45.5%（前年度 44.9%）です。雇用率が著しく低い企業に対しては、雇入れ計画の作成命令や企業名の公表など、雇用率達成に向け、国の指導が実施されています。

また、障がいのある人の雇用には格差があり、障がいの種別によって労働条件や賃金、安全かつ健康的な作業条件などが異なることから、抜本的な改善策が求められています。

平成 22 年（2010 年）6 月 1 日現在、市役所における障がいのある人の雇用率は 2.93%であり、法律で示されている法定雇用率の 2.1%を超える雇用状況ですが、第 2 期障害者計画で掲げた 3%の目標値には達しておらず、今後も、引き続き、雇用拡大の取組を進めていきます。

■ 図 3-4-6 年齢階層別就業率



資料：第 3 期吹田市障がい者計画策定のためのアンケート調査結果

就労支援としては、すいた障がい者就業・生活支援センターや各就労支援機関と連携し、障がいのある人の職業訓練から就職、職場定着に至るまでの相談・支援を行っています。

しかし、市民の生活を脅かす世界的な不況により、民間企業等での障がいのある人の雇用はますます厳しい状況にあります。

障がいのある人に多様な働き方を提供していくためには、企業が障がいに関する理解を深め、雇用するための施設や設備面での条件整備を行うとともに、従業員に対する指導や啓発なども必要です。

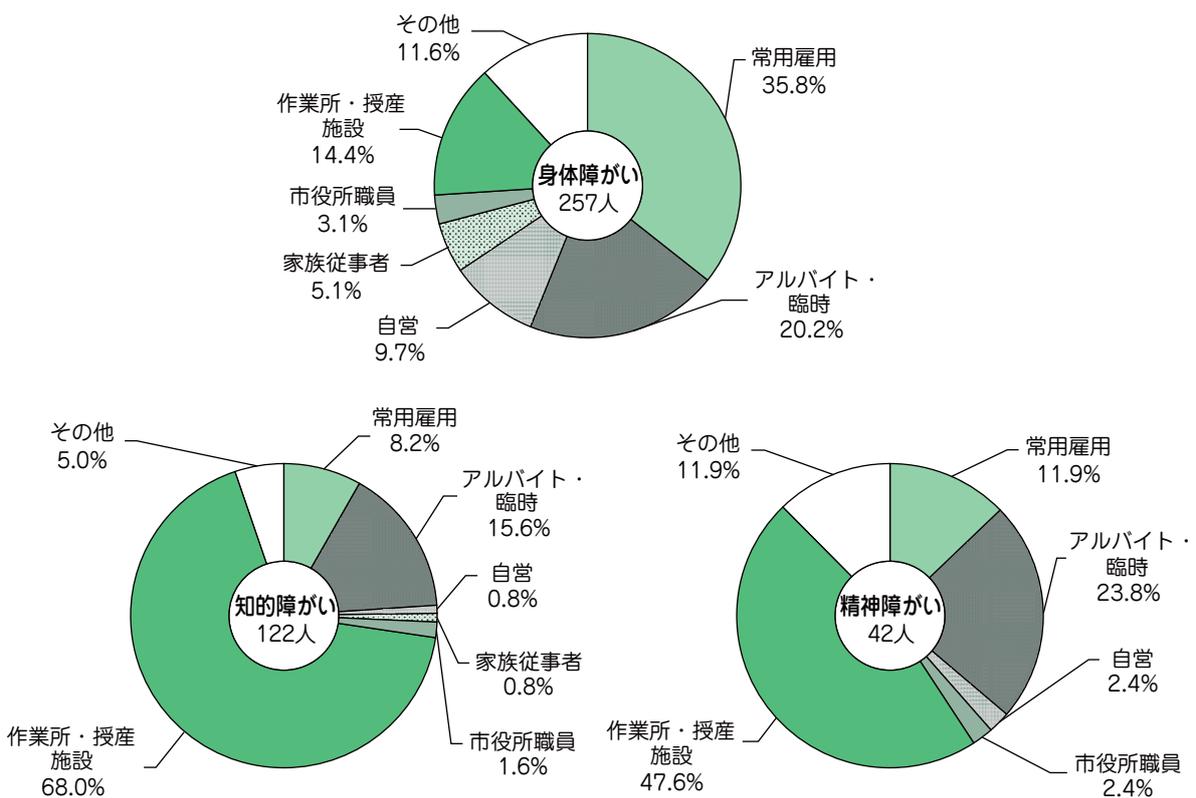
障がいのある人のさらなる雇用の促進を図るために、企業には障がいのある人の短期間試用雇用制度（トライアル雇用制度）の活用や職場実習の受け入れを行い、仕事の適性を図るなどの実践的な取組を働きかけていく必要もあります。

併せて、公的事業等においても、障がいのある人の雇用の促進につなげるための物品購入や、委託業務の発注による仕事量を確保するとともに、総合評価一般競争入札制度等の取組について検討を進めていく必要があります。

また、毎年、特別支援学校の高等部を50人程度の生徒が卒業していく見込みであり、職業訓練機会の確保や就業機会の拡大、法定雇用率の遵守など、雇用促進に向けて積極的な啓発と障がいへの理解を深めていく必要があります。

さらに、重度の障がいのある人の日中活動の場として、自立訓練、就労移行支援等の日中活動系サービスの充実や就労に関する情報提供、相談支援など、雇用・就労における関係機関の連携も図り、総合的な支援体制づくりが必要です。

■図 3-4-7 障がい別の就業実態



資料：第3期吹田市障がい者計画策定のためのアンケート調査結果

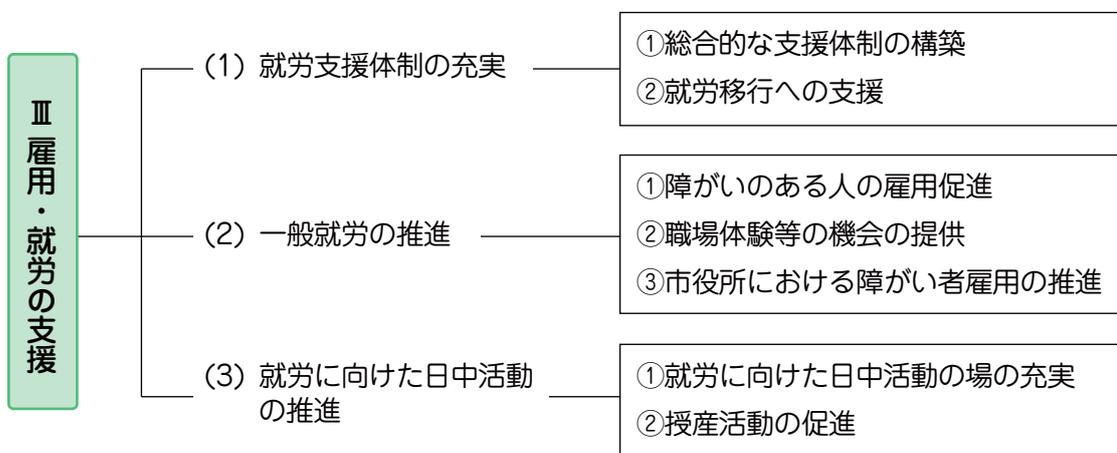
【特別支援学校高等部の卒業見込み生徒数について】

平成22年度：約30人、平成23年度：約50人、平成24年度：約60人

2 施策の基本方向

- (1) 公共職業安定所や福祉施設、支援学校等の地域関係機関の連携を強化し、一般就労に結び付ける相談体制の充実や就労専門員による支援体制の充実を図ります。
- (2) 障がいのある人への雇用・就労の促進を図るため、市内事業所に対し、雇用への理解と啓発等を行うとともに、就労しやすい環境づくりを推進します。
- (3) 障がいのある人が一般就労するために、計画的な訓練や指導、事業所における作業実習や職場体験を実施し、適性に応じた就労移行のための支援などを推進します。
- (4) 市役所において、障がい者雇用率3%を目標に、障がいのある人の雇用を推進します。
- (5) 障がいのある人が、生きがいを持って働くことができ、働く喜びを実感できる日中活動の場等の確保に努めます。

3 重点施策、具体的な取組



(1) 就労支援体制の充実

基本施策	基本施策の内容	担当窓口
①総合的な支援体制の構築	ア 関係機関の連携による相談支援体制の充実 ● 公共職業安定所、すいた障がい者就業・生活支援センター、障がい者相談支援事業所、各就労支援機関の連携強化による相談体制の充実	労働政策室 障がい者くらし支援室
②就労移行への支援	ア 就労に必要な知識や能力を向上させる訓練の場の提供 ● 一般就労に結び付く就労移行支援の促進 ● 新体系事業所への運営支援	障がい者くらし支援室
	イ 就労に向けた支援体制の推進 ● ジョブコーチ、ジョブライフサポーターを活用した一般就労への支援の推進	労働政策室 障がい者くらし支援室

(2) 一般就労の推進

基本施策	基本施策の内容	担当窓口
①障がいのある人の雇用促進	ア 法定雇用率の遵守と積極的な雇用の促進 ● 障害者雇用促進月間（9月）等での「障害者の雇用の促進等に関する法律」の啓発・周知 ● 障がいのある人の常用雇用の事業主への支援 ● すいた障がい者就業・生活支援センターを中心とする企業開拓と就労定着支援の充実	労働政策室 障がい者くらし支援室
	イ 公的事業の発注による雇用の促進 ● 障がい福祉サービス事業所の授産製品の購入 ● 障がい福祉サービス事業所への公的業務委託の促進 ● 総合評価一般競争入札制度などの障がいのある人の雇用促進につながる取組の検討	契約検査室 障がい者くらし支援室 各室課
②職場体験等の機会の提供	ア 一般就労に向けた支援の充実 ● 一般事業所等での就労体験実習・訓練の場の提供 ● 市役所での実習生の受け入れの推進 ● 就労のための移行支援事業の促進 ● 短期間試行雇用制度（トライアル雇用制度）の促進	障がい者くらし支援室 各室課
③市役所における障がい者雇用の推進	ア 市役所における障がいのある人の雇用の促進 ● 障がい種別による区分のない職員採用の検討 ● 障がいのある人の雇用率3%をめざす	人事課

(3) 就労に向けた日中活動の推進

基本施策	基本施策の内容	担当窓口
①就労に向けた日中活動の場の充実	ア 障がいのある人のための日中活動の場の提供 ● 重度障がいのある人のための日中活動の場の整備 ● 重度障がいのある人の通所施設への支援の充実 ● 共同作業所等への運営支援 ● 新たな日中活動の場の整備	障がい者くらし支援室
	イ 障害者自立支援法に基づく新体系への移行支援 ● 共同作業所等の新体系事業への移行支援	障がい者くらし支援室
②授産活動の促進	ア 授産活動の支援 ● 授産製品の常設展示販売所の提供 ● 障がい福祉サービス事業所への公的業務委託の促進	障がい者くらし支援室 各室課

4 施策区分ごとの取組状況における指標

項目	説明	現況値 平成22年 (2010年)6月現在	目標値 平成27年度 (2015年度)
市役所の障がいのある人の雇用率	市役所の障がいのある人の雇用の割合	2.93%	3% (注)

(注)

【障害者雇用率制度の改定について】

平成22年(2010年)7月に、障害者の雇用の促進等に関する法律による障害者雇用率制度が改正され、短時間勤務者も障がい者雇用率の算出基礎に含むなど、算出方法の変更がありました。この改正により、平成23年(2011年)6月以降の本市の障がい者雇用率は、法定雇用率(2.1%)は達成しているものの、新たな算定基準では、現在の2.93%より下がることが見込まれるため、引き続き、障がい者雇用率を3%に設定しています。

IV 保健・医療の充実

～ 住み慣れた地域で、安心して健康に暮らすために ～

1 現状と課題

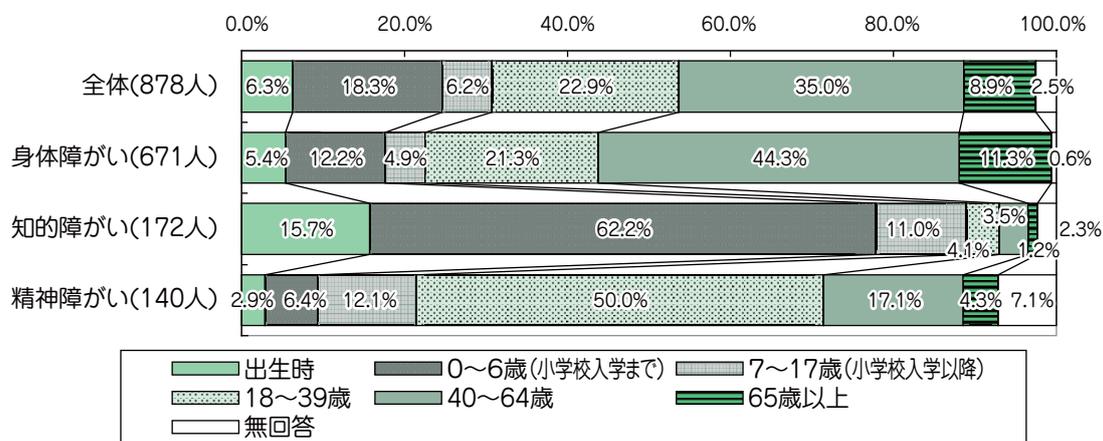
障がいは、できるだけ早期に必要な治療と指導訓練を行うことによって、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上につながることから、早期発見、早期治療に結び付けていく体制づくりが重要です。

そのため、本市では身体発育及び精神発達の面から最も重要な時期である4か月児、1歳6か月児、3歳児の健康診査など、発達段階に応じた乳幼児健康診査を実施し、健康の保持増進を図るため、診査後の指導や療育相談など、保健師や栄養士、発達指導員等による専門的な支援を行っています。

また、平成17年度（2005年度）からは、歯科衛生の向上を図るため、成人歯科健康診査において満15歳以上の障がいのある人も健康診査の対象にするとともに、市内の障がい者福祉施設等において歯科健康診査も実施しています。

アンケート調査結果では、障がいが判明した際、「成長段階に応じて、適正かつ継続的な支援を受けられるか不安」、「療育・教育について相談できる専門の相談窓口がわからなかった」という回答が多く、本人やその家族の不安や悩みの解消とライフステージに応じた福祉サービスや医療費助成など、保健、医療、福祉の連携の強化や相談支援体制の充実を図る必要があります。

■ 図 3-4-8 障がいが判明した時期



資料：第3期吹田市障がい者計画策定のためのアンケート調査結果

平成13年（2001年）に開所した障害者支援交流センター「あいほうふ吹田」では、生活介護事業と短期入所（以下「ショートステイ」という。）事業を実施しています。生活介護事業では、主に重度重複障がいのある人、重度知的障がいのある人が、医療専門職と連携した身体のケア、自己主張や自己表現を大切にしながら多彩なプログラム活動、食事、入浴サービスなどを行いながら、生活の質の向上と社会参加の促進を図っています。また、ショートステイ事業では、平成20年度（2008年度）に2床を増床し、7床で実施しています。特に、ここ数年、重度障がいのある利用者が増加傾向にあり、支援体制の充実を図る必要があります。

障がいのある人が、地域で安心して暮らしていくためには、障がいへの正しい知識と市民病院をはじめとする各種医療機関の連携が重要であり、地域生活において受診できる診療環境やいつでも相談できる窓口などを整備し、障がいの早期発見・早期治療に結び付けていくことが必要です。

精神障がいのある人の中には、長期間の入院生活を送っていること、地域での生活の場を失っていることなどから、退院が可能な状態であっても、地域生活にスムーズに移行できずに社会的入院を続けざるを得ない人がいます。

退院が可能な精神障がいのある人の地域移行を進めるためには、保健、医療、福祉の連携を密にし、退院後の住まいや就労等の日中活動などの条件整備を行うとともに、退院前から地域での生活に向けた情報提供や訓練、不安解消のための相談支援などの取組を行う必要があります。

また、医療的ケアを必要とする施設入所者や精神障がいのある人が地域で安心して生活するためには、休日や夜間における障がいに起因する心身の状態の急変に対応できる24時間体制の相談支援や緊急医療体制の充実を図る必要があります。

特に、在宅で重度障がいのある人への対応については、医療機関との連携を図りながら、家族が急に介護できなくなった時などに医療的ケアの対応ができるショートステイや、訪問看護の充実が求められています。今後、医療的ケアが必要な障がいのある人が増加していく傾向であり、医療的ケアの対応ができる日中活動の場の整備をしていく必要があります。

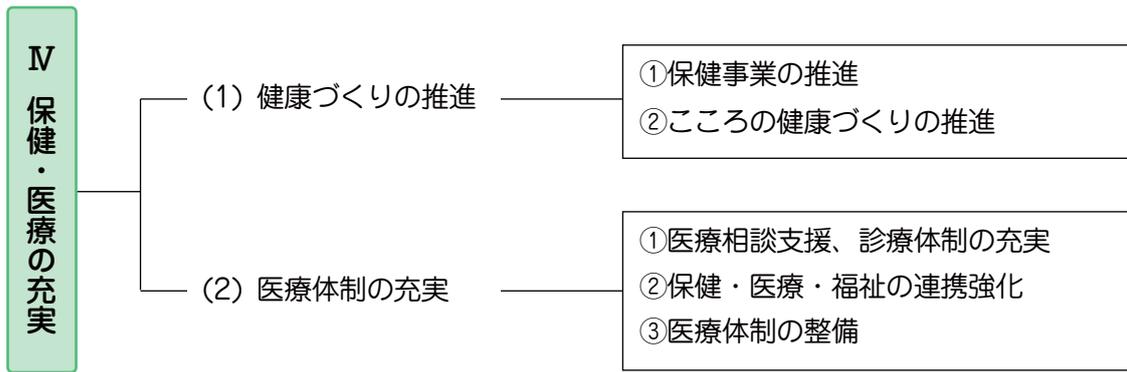
この数年、社会生活の多様化、複雑化により、こころの健康に問題を抱える人が増加し、社会問題になっています。その一方で、こころの健康に問題を抱える人への無理解による偏見も問題となっています。

自らの心身状態の変化に気づき、相談・受診等を行うことで、状態の悪化防止、改善につながることから、ストレスや精神疾患に関する正しい知識の普及を図るとともに、心身の不調に気づいたときに相談・受診できる相談窓口や医療機関に関する情報提供を充実していく必要があります。

2 施策の基本方向

- (1) 障がいの早期発見・早期療育を行うため、4か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に健康診査を実施するとともに、各種健康診査の受診率の向上、受診後のフォロー体制など、きめ細やかな健康診査システムを提供し、保健、医療、福祉の連携を密にした体制を強化します。
- (2) 医療的ケアを必要とし、在宅で生活する重度障がいのある人への対応については、医療機関との連携を図り、医療的ケアの対応ができるショートステイなど体制づくりを検討します。
- (3) 精神疾患においては、相談窓口や必要な診察が受けられる医療機関の情報を広く市民に提供するとともに、精神疾患についての正しい知識の普及・啓発を図ります。
- (4) 退院が可能な精神障がいのある人の社会的入院の解消をめざし、入院中からの情報提供や相談支援、地域生活への移行に向けた訓練の実施など、保健、医療、福祉の連携を密にした体制づくりを推進します。

3 重点施策、具体的な取組



(1) 健康づくりの推進

基本施策	基本施策の内容	担当窓口
①保健事業の推進	ア 乳幼児期の疾病などを早期発見し、早期対応を図るための各種健康診査の充実 ● 4か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査の充実 ● 診査後の指導、療育機関や医療機関など関係機関との連携による療育の推進	保健センター 子育て支援課 こども支援交流センター
	イ 生活習慣病等の予防のための各種健康診査の充実 ● がん検診の推進 ● 「健康すいた21」に基づく健康づくりの推進 ● 「食育推進計画」に基づく健康保持、増進	保健センター
	ウ 歯科健康診査の充実 ● 成人歯科健康診査の充実 ● 障がい者福祉施設での歯科健康診査の充実	保健センター 障がい者くらし支援室
②こころの健康づくりの推進	ア 精神保健施策の充実 ● 統合失調症や気分障がい（うつ病等）などの精神疾患についての理解の促進 ● 専門職員による相談等の支援体制の充実 ● 自殺予防対策の推進	保健センター 障がい者くらし支援室

(2) 医療体制の充実

基本施策	基本施策の内容	担当窓口
①医療相談支援、診療体制の充実	ア 市民病院等の診療体制の充実 ● 市民病院と地域の医療機関との連携により、適切な診療体制の充実 ● 障がいのある人のための診療体制の検討 ● 発達障がいのある人が受診できる環境の整備	市民病院 障がい者くらし支援室
②保健・医療・福祉の連携強化	ア 地域支援ネットワークの推進 ● 保健・医療・福祉の連携強化によるサポート体制づくりの検討	保健センター 市民病院 障がい者くらし支援室 内本町地域保健福祉センター 亥の子谷地域保健福祉センター

基本施策	基本施策の内容	担当窓口
②保健・医療・福祉の連携強化	イ 医療費の公的負担制度の充実 ●医療費の公的負担の継続による経済的負担の軽減	障がい者くらし支援室
③医療体制の整備	ア 地域生活での受診環境の充実 ●医療を受けやすい環境の整備 ●精神障がいのある人に配慮した医療体制の充実	障がい者くらし支援室 保健センター
	イ 医療体制の推進 ●医療機関や訪問看護等の連携による24時間体制の医療相談や医療体制の整備	障がい者くらし支援室 保健センター
	ウ 医療的ケアが行えるショートステイの整備 ●医療的ケアが行えるショートステイサービスの整備の検討 ●医療的ケアの対応ができる日中活動の場の整備	障がい者くらし支援室 市民病院
	エ 在宅難病患者の支援体制の充実 ●ホームヘルプサービスの実施 ●ショートステイサービスの実施	障がい者くらし支援室 市民病院

4 施策区分ごとの取組状況における指標

項目	説明	現況値 平成21年度 (2009年度)	目標値 平成27年度 (2015年度)
医療的ケアが行えるショートステイの整備	医療的ケアが行えるショートステイ施設の床数	0床	4床

V くらしの充実

～ 障がいのある人が自立して豊かに暮らしていくために ～

1 現状と課題

障がいにかかわる施策は、障がいのある人の自立と社会参加を促進するための制度などが大きく変化し、特に、平成 15 年度（2003 年度）に導入された支援費制度では、それまで「措置制度」として提供されてきた障がい福祉サービスが、障がいのある人自身が選び、事業者と契約して利用する「契約制度」に変わり、障がいのある人の生活も大きく変化しました。

さらに、平成 18 年（2006 年）4 月には、障害者自立支援法による制度改革が行われ、「応益負担」の導入など福祉サービスは大きく転換しました。

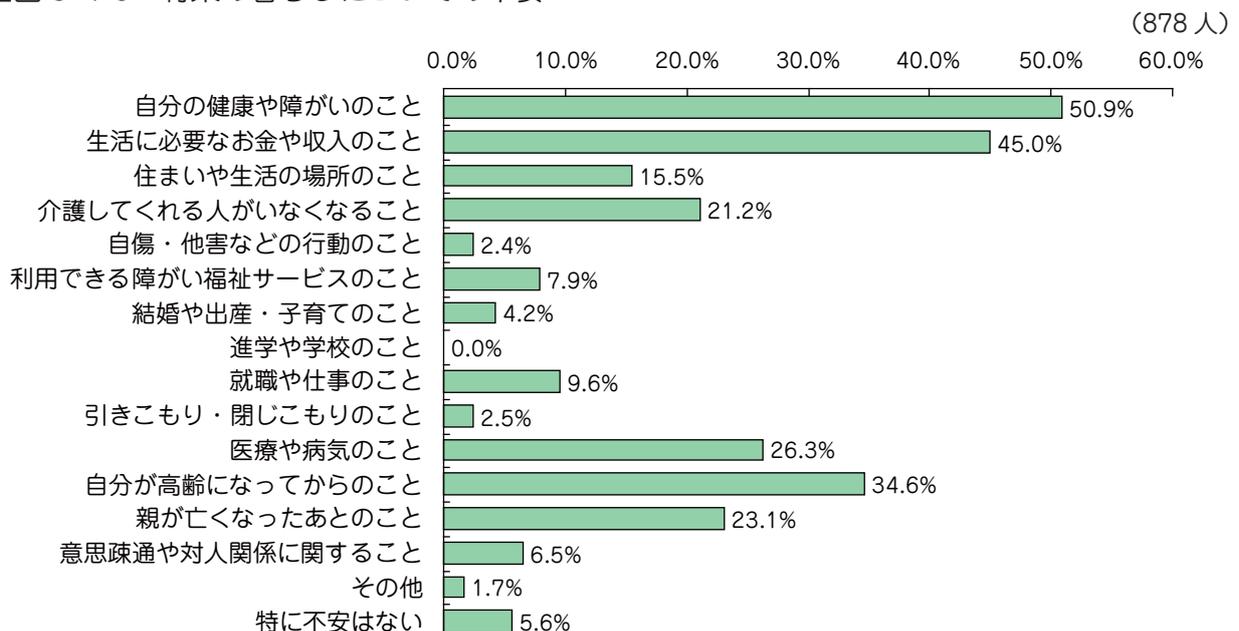
しかし、本市においても、年々、障がいのある人が増加していく中で、障がいの重度化、本人及び介護者の高齢化、また、発達障がいのある人・子どもの増加、障がいの多様化も進むなど、障がいのある人を取り巻く環境は変化し続けています。

国においても、現在、障害者自立支援法の抜本的な見直しや障害者の権利に関する条約の批准に向けた制度改革が進められており、保健、医療、福祉、教育、雇用等の分野を越えて一体的な支援を行うことが必要となっています。

平成 18 年（2006 年）の障害者自立支援法の施行にあたり、本市では、利用者の経済的負担を軽減する独自施策を実施し、障がいのある人や家族の負担を軽減してきました。また、平成 22 年（2010 年）4 月から、国の低所得者等の障がい福祉サービスに係る利用者負担額の無料化に併せ、移動支援事業や日常生活用具給付等事業などについても、市町村民税非課税世帯の利用者負担額を無料にするなどの対策を講じています。

アンケート調査では「将来の暮らしについての不安」という問いに対して、「生活に必要なお金や収入のこと」や「健康や障がいのこと」「介護する人がいなくなること」などの回答が上位を占め、自立した生活を送るための支援の必要性が高いことがわかります。

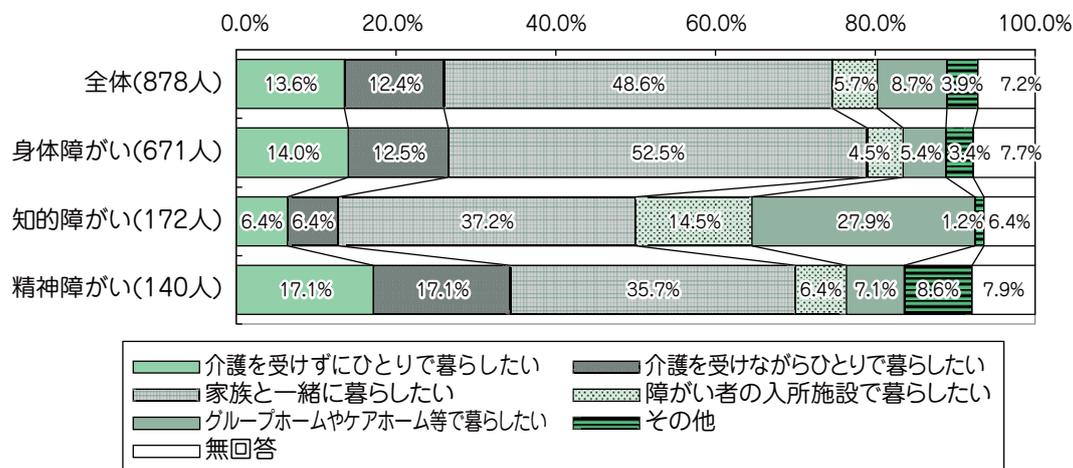
■ 図 3-4-9 将来の暮らしについての不安



資料：第 3 期吹田市障がい者計画策定のためのアンケート調査結果

障がいのある人やその介護者の高齢化により、介護者がいなくなった後の生活の場、退院可能な精神障がいのある人の生活の場としてグループホームやケアホームの需要が高まっており、将来を見据えていく上での生活の場の確保は、最も緊急性の高い重要な課題となっています。

■図 3-4-10 希望する将来の暮らし方



資料：第3期吹田市障がい者計画策定のためのアンケート調査結果

さらに、「住まい」があるだけでなく、サービスを受けるために必要な情報の提供や日中活動の場、普段からの見守りや生活上の困りごとについての相談支援、緊急時の支援、家族への支援など、さまざまなサポートも必要になります。

このため、地域の関係団体などと連携して、障がいのある人や家族のくらしの実態やニーズに基づき、本人の自立を見守りながら、生活に必要な手助けを行っていくための仕組みが求められています。

特に、精神障がいのある人が充実した生活を送るための必要な支援として、市民に対し精神疾患についての正しい理解を促進し、立ち遅れている精神障がいのある人へのサービスの充実を図るとともに、病院からの退院促進や日中活動をはじめとした生活全般にかかわる支援を行う必要があります。

さらに、難病や高次脳機能障がいなどの制度のはざまにある人への支援については、個々のニーズに基づいた生活支援や相談支援、医療情報の提供など施策の充実を図る必要があります。

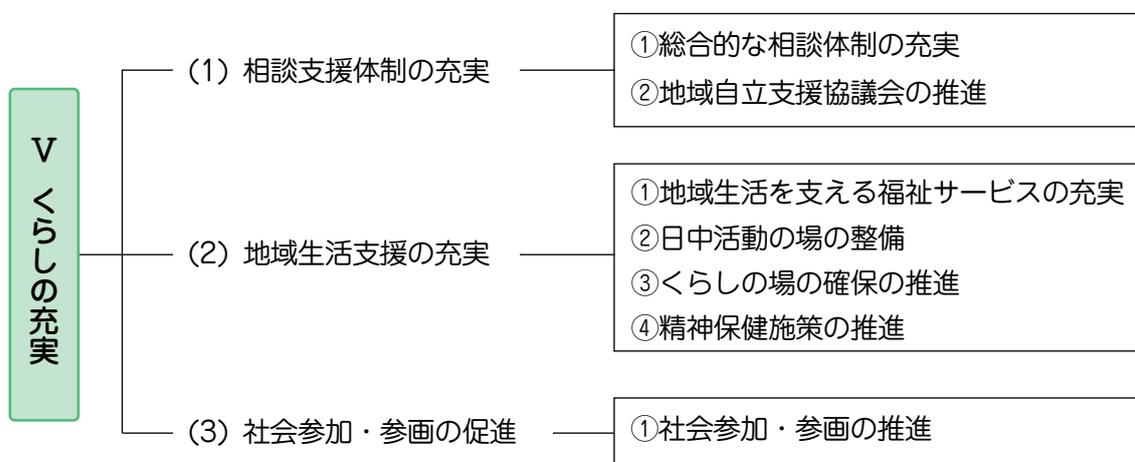
本市では、自立した日常生活や社会生活を営むことができる地域づくりのために、障がいのある人とその家族、事業者、地域の諸団体、保健・医療・福祉等の関係機関からなる吹田市地域自立支援協議会を設置しています。

今後、この協議会の活動を豊かに広げていくとともに、相談支援ネットワーク体制を強化することで、実態・ニーズに基づく施策の具体化を行政が積極的に進めて、地域における障がいのある人や家族が安心して暮らすことができる地域づくりを推進していきます。

2 施策の基本方向

- (1) 障がいの種別やさまざまなニーズに対応する相談支援体制を充実し、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、福祉サービスの充実に努めます。
- (2) 施設入所者や入院患者の地域生活への移行を進めるため、在宅支援に関するサービスを充実するとともに、グループホームやケアホームなどの住まいの場の確保に努めます。
- (3) 障がいのある人の中での活動の場を確保し、生活介護や自立訓練、就労支援等を行うとともに、医療的ケアの対応ができる日中活動の場などの整備について検討します。
- (4) 障がいのある人の社会参加・参画を促進するため、ボランティアなどの人材育成に努め、スポーツや芸術・文化活動を推進します。

3 重点施策、具体的な取組



(1) 相談支援体制の充実

基本施策	基本施策の内容	担当窓口
①総合的な相談体制の充実	ア 相談支援体制の充実 ● 障がい者相談支援事業所の整備、支援 ● 地域自立支援協議会の連携強化による相談支援体制の充実 ● 身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、精神障がい者相談員等による相談支援の充実 ● 相談員の研修によるスキルアップの促進 ● 難病患者の生活相談の充実 ● ピアカウンセラーの確保・育成 ● ケアマネジメント体制の充実	障がい者くらし支援室内本町地域保健福祉センター 亥の子谷地域保健福祉センター
	イ 地域保健福祉センターの整備 ● 千里ニュータウン地域における地域保健福祉センターの整備 ● 未整備地域での整備計画の検討	障がい者くらし支援室 介護保険課
②地域自立支援協議会の推進	ア 関係機関との連携強化と機能の充実 ● 地域の課題について関係機関との情報の共有と連携体制の強化・推進	障がい者くらし支援室 各室課

(2) 地域生活支援の充実

基本施策	基本施策の内容	担当窓口
①地域生活を支える福祉サービスの充実	<p>ア 地域で生活を営む上で必要な福祉サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障がい福祉サービスや地域生活支援事業の充実 ● 障がい福祉サービスに係る利用者の経済的負担の軽減 ● ショートステイ提供事業所の拡充 ● 重度障がいのある人の入院時の生活支援の推進 ● 地域活動支援センターの機能強化の支援 ● 地域生活を支えるホームヘルパー等のマンパワーの確保 	障がい者くらし支援室
②日中活動の場の整備	<p>ア 日中活動の場の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障害者支援交流センター「あいほうふ吹田」の機能の充実 ● 医療的ケアの対応ができる日中活動の場の整備 ● 支援学校等の卒業生を見込んだ日中活動の場の検討 	障がい者くらし支援室
	<p>イ 地域生活の場の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 気軽に集える日中の居場所の検討 	障がい者くらし支援室
③くらしの場の確保の推進	<p>ア 住まいの場の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● グループホーム、ケアホームの整備・拡充 ● 重度障がいのある人の住まいの場の確保 ● 施設入所者の地域生活への移行の推進 ● 公的賃貸住宅団地の再整備に際し、社会福祉施設の整備の検討 ● 公的な借家保証人制度の検討 	障がい者くらし支援室 住宅政策課
④精神保健施策の推進	<p>ア 精神障がいについての啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 精神障がいへの正しい理解・知識等の普及、啓発活動の推進 ● 相談窓口や福祉サービスに関する情報提供の充実 	障がい者くらし支援室 内本町地域保健福祉センター 亥の子谷地域保健福祉センター
	<p>イ 精神障がいのある人の自立と地域生活支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援体制・ケアマネジメントの充実 ● 日中活動の場の整備・充実 ● 生活支援のための福祉サービスの充実 ● 関係機関の連携による社会復帰の促進 ● 社会復帰に向けたグループワーク事業等の推進 	障がい者くらし支援室 内本町地域保健福祉センター 亥の子谷地域保健福祉センター
	<p>ウ 社会的入院患者の地域移行の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● グループホーム、ケアホームの整備・拡充 ● 日中活動の場の拡充 ● 保健・医療・福祉等の関係機関の連携による精神障がいのある人の地域生活への移行の推進 	障がい者くらし支援室

(3) 社会参加・参画の促進

基本施策	基本施策の内容	担当窓口
①社会参加・参画の推進	ア 余暇活動や社会参加のための移動の支援 ● 移動支援事業の充実 ● 福祉タクシー、福祉バスによる移動支援の充実 ● 運転免許取得や自動車改造への支援	障がい者くらし支援室 高齢生きがい課
	イ 余暇活動や社会参加の推進 ● 障がい者スポーツ大会等の振興 ● 文化活動の振興 ● 地域における学習機会の提供 ● コミュニケーションに必要なボランティアの派遣	障がい者くらし支援室 体育総務室 体育振興室 生涯学習課 各室課

4 施策区分ごとの取組状況における指標

項目	説明	現況値 平成21年度 (2009年度)	目標値 平成27年度 (2015年度)
グループホーム・ケアホームの整備	障がいのある人のグループホーム・ケアホームの床数	167床	300床

Ⅵ 生活環境の整備

～暮らし続けたいと思える、住みよい環境をつくるために～

1 現状と課題

平成18年(2006年)12月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「バリアフリー新法」という。)に基づき、誰もが暮らしやすいまちづくりの実現に向け、建築物や道路、公園、公共交通機関などのバリアフリー化を推進しています。

日常生活における利便性を図るためには、住宅の玄関、階段、台所、便所、居室など心身の状況によりバリアフリー化が必要な場合に、改造費の一部を助成しています。

アンケート調査では、外出の際に困ることとして、「道路や駅の周辺、建物の段差で移動しにくい」や「道路や歩道の自転車や店の看板などが邪魔で通りにくい」、「公共施設や駅などのエレベーターやエスカレーターの場合がわかりにくい」などの結果が出ています。

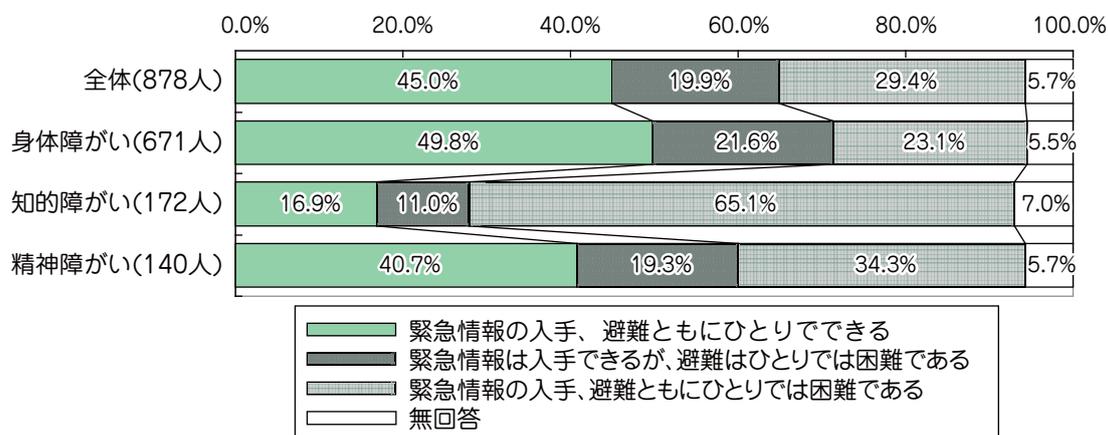
障がいのある人の心身の特性に応じた設備等の設置に配慮し、さまざまな利用者の視点を踏まえて整備を進め、整備後も違法に置かれている広告物や放置自転車のない歩行環境を確保するなど、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づいた、すべての人にやさしい福祉のまちづくりを進めていくことが重要です。

障がいのあるにかかわらず、すべての市民が、住み慣れた地域で安心安全に外出し、移動できるよう、公共施設や道路、歩道などの段差解消、案内表示の充実や、スポーツや文化活動を通じた憩いと交流の場となる公園整備など、「人にやさしいまちづくり」をめざして、より一層、バリアフリー化を進めていくことが必要です。

地域で安心安全に暮らすために、災害が発生した時や発生する危険性が高い時などの安否確認や避難誘導などの支援を行う「吹田市災害時要援護者登録制度」を活用し、安心安全のネットワークづくりを推進していきます。

アンケート調査では、災害時や緊急時にすぐに避難ができないことや、多くの避難所においての対応の問題、災害発生時の状況把握や情報入手などが困難と回答する人が多く、障がい者福祉施設や高齢者施設において悲惨な事案も発生していることから、災害に備えた事前の情報提供や伝達方法・避難誘導など、避難訓練等を通じた事前の体制づくりが求められています。

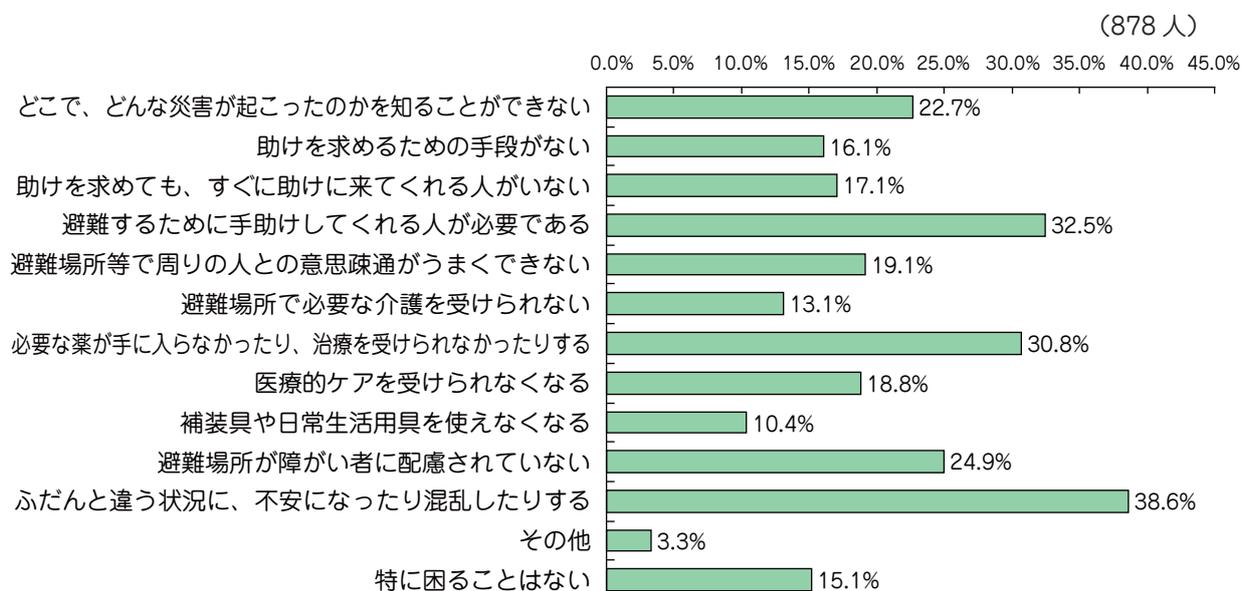
■図 3-4-11 災害発生時の緊急情報入手・避難能力



資料：第3期吹田市障がい者計画策定のためのアンケート調査結果

災害発生時に困ることとして「どこで、どんな災害が起きているかを知ることができない」「ふだんと違う状況に、不安になったり混乱したりする」「避難するために手助けしてくれる人が必要」「避難場所等で周りの人との意思疎通がうまくできない」などの回答が多数を占めています。

■ 図 3-4-12 災害発生時に困ること



資料：第3期吹田市障がい者計画策定のためのアンケート調査結果

また、吹田市地域防災計画に基づき、避難所のバリアフリー化や福祉的整備を図るとともに、障がいのある人や寝たきりの高齢者、妊産婦など、一般の避難所で共同生活が難しい人が安心して避難生活ができる「福祉避難所」の指定や、学校などの避難所に比べ介護等がしやすい宿泊施設などの「二次的避難所」の指定に努め、安心して生活ができる体制づくりを推進します。

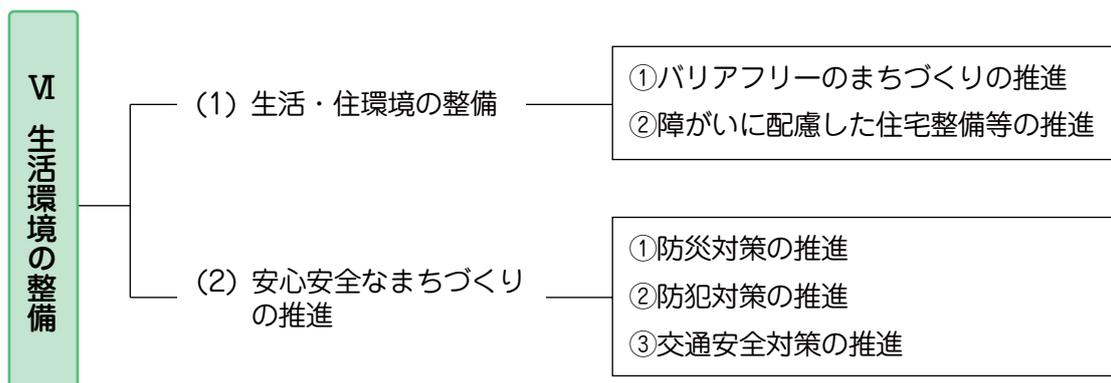
さらに、災害だけでなく、悪質な手口により被害にあったとして、全国の消費生活センターなどに寄せられた、障がいのある人や認知症高齢者の相談件数は、平成20年度（2008年度）で13,669件となっています。

このような犯罪に巻き込まれそうになった場合や急病なども含めた緊急時の支援が行えるよう、相談体制の充実や地域を主体とした防犯・防災のための支援体制づくりなどの取組が必要となっています。

2 施策の基本方向

- (1) 安心して自由に行動ができ、いつでも、どこでも安全で快適な生活を営むことができるよう、バリアフリー新法に基づき、公共施設や民間施設、道路・歩道、公共交通機関などのバリアフリー化を推進します。
- (2) 重度障がいのある人の住宅改造費助成などの制度を周知し、住みよい環境づくりを促進します。
- (3) 障がいのある人を犯罪や災害時から守るため、地域住民や事業所などと協働で地域の防犯・防災対策などの充実を図り、安心して安全に地域で生活できる環境づくりを進めます。

3 重点施策、具体的な取組



(1) 生活・住環境の整備

基本施策	基本施策の内容	担当窓口
①バリアフリーのまちづくりの推進	ア 公共施設、公営住宅のバリアフリー化の推進 ●公共施設等のバリアフリー化の推進 ●公営住宅のバリアフリー化の推進	各室課 障がい者くらし支援室
	イ 道路、歩道等のバリアフリー化の推進 ●歩道の段差解消や誘導ブロック、防護柵の設置などの整備・改修 ●放置自転車禁止区域の啓発・周知及び放置自転車撤去の実施 ●違法屋外広告物の撤去	交通政策課 地域環境課
	ウ 憩いの場、活動の場としての公園整備の推進 ●障がいのある人が安心して利用できる公園等の整備	公園管理課 緑と水のふれあい課
	エ 社会参加・参画の促進 ●障がいのある人が自ら参加・参画できる環境の整備	障がい者くらし支援室 各室課
②障がい者に配慮した住宅整備等の推進	ア 安心安全で快適な住生活を営むための住宅改造等への支援 ●重度障がいのある人の住宅改造に対し支援 ●震災対策として家具転倒防止器具の設置に対し支援 ●福祉型借上公共賃貸住宅の供給	障がい者くらし支援室 住宅政策課

(2) 安心安全なまちづくりの推進

基本施策	基本施策の内容	担当窓口
①防災対策の推進	ア 障がいに配慮した防災システムの充実 ●災害時要援護者登録制度の支援体制の充実 ●災害や緊急時におけるコミュニケーション支援体制の充実 ●障がいのある人も含めた防災訓練の実施 ●避難所のバリアフリー化の推進と福祉的整備 ●福祉避難所や二次的避難所の指定促進 ●障がいのある人の緊急通報システムの充実	安心安全室 福祉総務課 障がい者くらし支援室
②防犯対策の推進	ア 地域防犯活動の推進 ●地域防犯活動の推進	安心安全室
	イ 消費者被害の防止のための啓発活動の推進 ●警察署や消費生活センターとの連携による防犯に対する相談体制づくりの推進	市民生活相談課 障がい者くらし支援室
③交通安全対策の推進	ア 警察署との連携による交通事故防止対策の推進 ●交通安全・交通マナーの啓発の推進	交通政策課

4 施策区分ごとの取組状況における指標

項目	説明	現況値 平成 21 年度 (2009 年度)	目標値 平成 27 年度 (2015 年度)
災害時のための要援護者登録者数	障がいのある人や高齢者などの災害時要援護者登録制度の全登録者数	1,170 人	3,000 人

